

平成30年度第4回江東区外部評価委員会

1 日 時 平成30年7月23日(月)
午後6時30分 開会 午後8時38分 閉会

2 場 所 江東区役所7階 第71会議室

3 出席者

(1) 委 員

吉 武 博 通	塚 本 壽 雄
植 田 みどり	藤 枝 聡
布 施 伸 枝	宮 澤 正 泰

(2) 関係職員出席者

[大綱4]

福祉部長	石 川 直 昭
健康部長	北 村 淳 子
総務部長	鈴 木 亨
区民部長	中 野 雄 一
福祉推進担当部長	武 田 正 孝
生活支援部長	杉 村 勝 利
こども未来部長	伊 東 直 樹

[計画の実現に向けて]

政策経営部長	押 田 文 子
総務部長	鈴 木 亨
区民部長	中 野 雄 一

(3) 事 務 局

政策経営部長	押 田 文 子
政策経営部参事(計画推進担当課長事務取扱)	高 垣 克 好
政策経営部企画課長	炭 谷 元 章
政策経営部財政課長	岩 瀬 亮 太

4 傍聴者数 1名

5 会議次第

1. 開会
2. 大綱4「ともに支えあい、健康に生き生きと暮らせるまち」ディスカッション
- － 休憩（5分程度）－
3. 「計画の実現に向けて」ディスカッション
4. その他
5. 閉会

6 配付資料

- ・委員名簿
- ・出席職員名簿（大綱4・計画の実現に向けて）
- ・席次表（大綱4・計画の実現に向けて）
- ・大綱別総括シート（大綱4・計画の実現に向けて）
- ・施策実現に関する指標に係る現状値の推移と達成状況一覧
（大綱4・計画の実現に向けて）
- ・施策評価シート（大綱4・計画の実現に向けて）
- ・施策実現に関する指標に係る現状値の推移（平成22～26年度）
（大綱4・計画の実現に向けて）
- ・事業概要一覧（大綱4・計画の実現に向けて）
- ・平成29年度決算 施策・サブ施策別 事業費・人件費一覧

午後6時30分 開会

○塚本副委員長 ただいまから、第4回江東区外部評価委員会を開会いたします。

本日、吉武委員長から遅れて参加というご連絡をいただいておりますので、私、副委員長の塚本が第1部について進行を務めさせていただきます。

なお、本日は1名の傍聴者がいらっしゃいます。既に傍聴席におられますので、よろしく願いいたします。

初めに、お手元の資料の確認をお願いいたします。お手元の会議次第をごらんいただきますと、配付資料が下に10点、リストアップされております。ご確認いただきまして、足りないものがありましたら、事務局に合図をいただければと思います。

それでは、前半の大綱4「ともに支えあい、健康に生き生きと暮らせるまち」のディスカッションに入ってまいります。

その前に、委員の紹介をさせていただければと思います。委員の皆様、お手元の名簿の順番に、各自お名前をおっしゃっていただければと思います。

私は、本日、副委員長を仰せつかっております、早稲田大学の塚本壽雄と申します。よろしく願いいたします。

○植田委員 国立教育政策研究所の植田と申します。よろしく願いいたします。

○藤枝委員 立教大学の藤枝と申します。よろしく願いいたします。

○布施委員 公認会計士の布施と申します。よろしく願いいたします。

○宮澤委員 3月まで習志野市の会計管理者をいたしました宮澤です。よろしく願いいたします。

○副委員長 ありがとうございます。それでは、区側の皆様方も、お手元にあります名簿の順番にご紹介いただければと存じます。よろしく願いします。

○石川福祉部長 福祉部長の石川でございます。よろしく願いいたします。

○北村健康部長 健康部長、北村でございます。よろしく願いいたします。

○鈴木総務部長 総務部長の鈴木でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○中野区民部長 区民部長の中野です。よろしく願いいたします。

○武田福祉推進担当部長 福祉推進担当部長の武田でございます。よろしく願いいたします。

○杉村生活支援部長 生活支援部長の杉村でございます。よろしく願いいたします。

○伊東子ども未来部長 子ども未来部長の伊東です。よろしく願いいたします。

○副委員長 ありがとうございます。

それでは、早速大綱4についてディスカッションを行います。各施策主管部長から施策の総括的な評価、あるいは今後の展望ということについて、ここはうまくいった、あるいはここは不十分である等の形を期待しますが、全体でそれぞれ5分程度のご説明をお願いいたします。

○関係職員 私からは、大綱4「ともに支えあい、健康に生き生きと暮らせるまち」のうち、基本施策9、「健康で安心して生活できる保健・医療体制の充実」についてご説明いたします。

まず、施策22、健康づくりの推進です。今年度は「健康増進計画」「がん対策推進計画」及び「食育推進計画」の改正作業を行っております。現行計画に基づき積極的な事業展開を図ることにより、区民の健康に関する関心が高まっているところでございますが、残念ながら意識と行動は一致しない部分もあります。新計画におきましても、効果的な事業の実施と情報発信をすることにより、区民自らが健康づくりに取り組む環境整備を整えていきたいと思っております。

次に、施策23、感染症対策と生活環境衛生の確保です。新型インフルエンザをはじめ、さまざまな感染症の発生が心配されているところです。対応策を検討するとともに、区民への的確な情報提供に努めております。また、豊洲市場の開設、オリンピック・パラリンピックの開催に向けた大型イベントの増加や、外国人観光客の増加に対して、適切な監視・指導により生活環境衛生の確保に努めてまいります。

施策24、保健・医療施策の充実では、臨海部を中心に子育て世帯の転入が続いておりますが、妊娠から出産、育児と、一貫した母子保健施策を推進していくため、妊婦面接、新生児訪問、乳幼児健診等の結果を効果的に活用することにより、疾病の早期発見だけでなく、子育て支援や産後うつ対策、児童虐待予防、発達障害児の早期発見・対応等に取り組んでいるところでございます。今後も、健康部一丸となりまして、江東区民51万人の保健衛生の一層の向上に努めてまいります。

○関係職員 よろしくお願いたします。大綱4のうち、福祉部が所管いたします基本施策の10、「誰もが自立し、安心して暮らせる福祉施策の推進」について、ご説明申し上げます。基本施策の10ですけれども、施策の25から27までの3つの施策から構成されております。25から順次ご説明してまいります。

大綱別総括資料です。これまでの取り組みについてですけれども、この施策25につき

ましては4点ございます。「相談支援体制の充実」、「在宅支援サービスの拡充」、「入所・居宅型施設の整備・充実」、最後に「質問の高い福祉サービスの提供」と、このようになってございます。

これまでの取り組みと評価についてですけれども、まず1点目、相談支援体制の充実につきましては、区内に21カ所、長寿サポートセンター、地域包括支援センターですが、こちらを整備いたしました。2点目、在宅支援サービスの拡充という部分については、本区独自の介護予防、健康長寿体操でございますKOTO生き粋体操など、介護予防事業を充実させてまいりました。3つ目です。入所・居宅型施設の整備の部分ですが、こちらの資料にも記載のとおり、区内15カ所目となる特別養護老人ホームの整備がございます。4点目ですが、福祉サービス情報の提供を充実させ、サービス事業者に対する第三者評価の受審を促進し、結果を公表してまいりました。

恐れ入りますが、施策実現に関する指標に係る現状値の推移と達成状況一覧をご覧ください。施策25に係る指標です。施策25に関する指標は、こちらに記載の指標97から指標101までの5つの指標でございます。このうち、目標値が設定してあるものが3つございまして、現段階では残念ながら目標を達成できている指標はございません。これらにつきましては、今後、目標達成に向けて努力をしていかなければいけないと認識しております。

また、目標値を設定していない2つの指標ですけれども、指標99につきましては、やや減ってはいるものの、ほぼ安定してございますが、指標98につきましては、減少してございますので、さらなる介護予防の取り組みが必要になろうと意識しております。大綱別総括シートにまたお戻りください。施策25の今後の課題、展望の部分です。平成30年3月末現在で、特養の入所待機者数は1,179名となっております。そのうち要介護3以上の待機者数は967名となっております。従いまして、引き続き特別養護老人ホームの整備が必要になります。

特養以外の介護施設についてですけれども、認知症高齢者グループホームは平成26年度に1カ所竣工、18カ所となっております。小規模多機能型居宅介護施設ですが、区内に4カ所ございますけれども、深川南が未整備となっております。これらにつきましても、公有地の活用などにより、整備、定員数の増加を図っていく必要があると考えています。また、障害者施設についても同様です。

また、東京2020パラリンピックの開催を契機とした、地域共生社会実現に向けた取り

組みの充実、福祉サービス第三者評価の受審勸奨に向けて、引き続き取り組んでいかなければならないと考えております。

施策の26です。これにつきましては、取り組みは基本的に3点で、1点目は、「高齢者の生きがいがづくりと能力活用の支援」、2点目が「福祉人材の育成」、そして3点目が「地域ネットワークの整備」という形になっております。

これまでの取り組みの評価についてですけれども、1点目につきましては、福祉会館の運営、老人クラブの支援といった形で、高齢者の生きがいがづくりを応援してございます。また、福祉会館や老人福祉センターを介護予防活動や自主活動の地域拠点とし、交流の場の多様化を図ってまいりました。次に、能力活用についてですけれども、ボランティアセンター、シルバー人材センターを充実させて、高齢者の能力活用を推進してまいりました。

取り組みの2点目、人材の確保についてです。これにつきましては、福祉の仕事相談・面接会実施によって、就労に結びついた方が延べ251名となっております。また、平成29年度からは、介護事業所等就労準備金助成事業を開始しております。人材育成につきましては、長寿サポートセンターで介護支援専門員向け研修を実施しております。

3点目、地域ネットワークの整備についてです。高齢者の見守りに関する協定、高齢者見守り協力事業者登録制度の開始によって、緊急通報システム、声かけ訪問等を実施し、ひとり暮らしの高齢者等に対する見守り体制を充実させつつあります。

また指標の部分ですので、施策26に関する指標についての資料をご覧いただきたいと思っております。こちらの施策に関する指標は、102から104までの3つになっております。これにつきましても、施策25と同様、現段階で目標を達成できている指標はございません。

アンケートによる回答となっております指標の104については、設問の設定にやや工夫をする必要があるかと思っておりますが、3つとも目標達成に向けて努力をしていかなければいけないと考えています。

また、大綱のシートにお戻りいただきまして、26についての今後の課題、展望というところについてです。区の高齢者人口ですが、既に11万人を超えてございまして、今後も増加することが予想されております。これに伴いまして、要介護者の増加、ひとり暮らしや夫婦だけの高齢者が増えることも想定されます。今まで以上に自助・互助・共助・公助推進と連携がより一層重要になると考えますが、共助の考え方が薄れ、活動の担い手が減り、要介護者が増加することが予想されております。高齢者の生きがいがづくりに

つきましては、今までと同様に、老人クラブなど、高齢者の生きがいを支援してまいります。

福祉人材の育成につきましては、これまでの施策を継続し、区内事業者においても就労先としての魅力を増す努力が求められると考えます。地域住民やボランティア、民間事業者などが連携をした地域の見守りネットワークの構築につきましては、今後も推進・拡充をしてまいります。26につきましては以上です。

最後です。施策の27についてです。施策の27、自立と社会参加の促進です。福祉部が所管をいたします施策27についての取り組みは、2点ございます。権利擁護の推進と障害者の社会参加の推進です。権利擁護の推進につきましては、権利擁護センターにおける、福祉サービス総合相談や成年後見制度の支援によりまして、認知症高齢者等が安心して生活することができる支援体制を整備することができました。2点目ですけれども、就労・生活支援センターにおいて、ハローワークや特別支援学校等との連携によって、障害者雇用の新規開拓や、就労定着に向けた支援を行い、成果を上げています。

また指標をご覧いただきたいのですが、施策27についての指標は、指標105から108まで4つがございます。指標106と107の2つの指標は、目標達成をしてございます。指標108についても、27年度、28年度が目標値を上回っております。指標105についてですが、これは目標値の達成に向けて権利擁護センターや、成年後見制度についての周知に努めてまいります。

総括シートにお戻りいただきたいと思えます。施策27の今後の課題、展望についてです。権利擁護センターにおける総合的な援助体制の充実を図り、成年後見制度の利用を促進するため、制度の周知、関係機関との連携を強化する必要があると考えております。また、障害者の社会参加促進や就労機会の確保につきましても、民間企業や関係機関等との連携を図って、積極的に推進してまいります。

長くなりましたが、福祉部が所管いたします介護部分の説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○副委員長 ありがとうございます。それでは、今ご説明いただきました大綱4の2つの基本施策がありますけれども、これについて質疑、意見交換を行ってまいります。

委員の皆様、どうぞご自由に挙手いただきまして、ご発言をお願いいたします。

○委員 施策27のことで少しお伺いしたいのですが、この大綱の福祉の部分ですが、特に施策27につきまして、事業費が約1,000億円という莫大な費用をかけられている事業だ

ということで、突出はしているのですが、その事業にもかかわらず、指標の内容が、多分この事業費とあまり結びついていないのかというところでは、これは、おそらく義務的な経費の扶助費等がその1,000億円の大多数を占めていて、残った部分が区でできる部分で今回の指標で判断をする内容かということ、まず確認したいのですが。

○関係職員 施策27の指標の108のところは生活保護の話になっておりまして、生活支援部が所管している部分なのですが、委員のご指摘のように、こちらは生活保護費というところになっているので、そのような形になるのかと思っております。

○委員 そうすると、やはり見える化により区民の方がわかりやすくするには、1,000億円の事業費の中の評価というものが、もう少しわかりやすく書かれていたほうがいいのかと。金額が特別大きいものなので。

もう一つ、施策25について少々お伺いしたいのですが、総合的な福祉の推進ということで、おそらく今後、特別養護老人ホームや障害者の入所施設等の整備等が求められているかと思うのですが、江東区のように、東京は地価も高いということもあり、なかなか整備状況が難しいことがあろうかと思っております。例えばの話ですが、他県にそういった施設を作って、他県と協同するというようなことを考えているかどうかを聞きたいのです。

なぜなら、松戸市に八柱霊園というかなり大きな霊園を東京都が作りまして、その霊園は東京都の方と松戸市民が入れることとなっております。また千葉県の手ヶ浦市に東京都千葉福祉園というものがあまして、当然千葉県にあるから千葉県の障害者施設かと思っていれば東京都の施設だということで、初めてそういうことを現実的にやっているのだと感じました。

江東区は、まだ高齢化がさほど進んでいないので、近々に必要ではないですけども、将来を見据えた場合、かなり必要になる部分があるかと思っております。東京都が、今財源が多少ある中で、財源が厳しい他府県の土地はあるので、うまく協同してやるということも方法としてはあるかと思ったのですが、そのあたり長期的にはどういう考えか、お聞かせください。

○関係職員 それでは、施設整備に関するご質問ですから、私からお答えさせていただきます。1つ、大原則としては、やはり区民の方が特養に入ったとしても、障害者多機能に入ったとしても、ご家族の方が通えるようなところということがまず大原則だと思っております。ですので、そういった意味では今ご指摘がありましたけれども、非常に土

地代が高い中ではございますが、原則、区内に整備をするということが大前提にあります。

ただし、実際のところ、なかなか入れないということがございますので、例えば区外にある特養ホーム、あるいはお金で買うではないですけども、ベッド数がある程度キープするといったことはしてございます。ただ、現在江東区として施設整備を区外に求めるという考えは、今のところまだ持っていません。あくまで原則としては、お住まいに近いところで整備をするという形でございます。

○委員 ありがとうございます。

○委員 基本施策の9と10、それぞれについて、同じようなご質問になってしまうのですが、今回、2つの大きな基本施策、個別にも評価が行われたわけですが、すごくざっくりとした言い方になってしまうかもしれないのですが、やはり課題として上がってきたものということの大括りといったときに、2つあるかと思います。

1つは、これが共助になるのかどうか分からないのですが、こういった健康増進ですか、福祉の推進ということに関わる行政の方々も含めた地域の主体の方々との間で、どのようにそれぞれの問題について仕掛け、仕組みを作っていくのかというところは、個別の施策のところでも上がってきたところになります。

今日はそちらのほうには触れないのですが、もう一つ、共通していた事が、どうやって知ってもらおうかという広報と言いますか、情報周知、情報提供といった点だったかと思います。今日は時間の関係もあるので、そちら側の情報関係のところについて、少し次期の長期計画に向けてということでお尋ねできればと思うのですが。

まず、基本施策9の方ですが、先ほどのご説明の中で、3つの計画の改定作業をなさっていらっしゃるって、より効果的な情報発信に努めていきますというようなご説明があったかと思うのですが、これは具体的にどういうことを今回の計画改善の中で、新たにこの部分について盛り込まれるご予定があるのかといった点について少しお聞かせいただければと思います。

○関係職員 これまでは、3つの計画をそれぞれ作っていたのですが、やはり健康づくりというところでは、その3つを別々ではなくて、包括したものであり、最終的には区民の健康寿命の延伸を目指すといった観点から、計画を総合的に作ろうと。その中で、いろいろなセクションに分かれているところは、現在検討会というか、大きな協議会の下に部会を設けて意見交換をして、課題を抽出して、その中でこういった方法が

最終的に区民に伝わりやすいかそれを今始めたところでございます。それが結果として、健康寿命の延伸につながる一番よい方法を検討しているところでございます。

○委員 ありがとうございます。そういう意味では、ぜひ次の長期計画のほうでも、そういった部署を横断したような形で、健康増進という1つのアジェンダに向かって、どういう横断的な広報体制を作るのかといったところを、ぜひ施策の中でもうたっていただければと思います。具体的な取り組みとしても展開していくことを期待申し上げたいと思います。

個人的に、もう一つ、この基本施策9の中では、方向的な部分での課題と言いますか、評価を通じた中で出てきたことがあろうかと思っております。私は施策24の評価を実際に担当させていただいたのですけれども、その中で、例えば在宅医療に関する相談ですとか、妊婦の方からの相談ですとか、あるいは発達障害の方、これから早期発見について努めていくという事は、極めて個別具体的な問題について、相談をきちんと受けられるような体制ですとか、このように相談できるということを、そのような対象の方に伝えていくということが課題ではないかという意見が出てきました。

このような個別の問題、個々の問題について、どのように対象の方々にアプローチしていくか。先ほどの全体に横断的というものがマスとは言いませんが、より全体的に訴えていく広報の問題だとすれば、今申し上げた個別の課題に対する、また種類の異なる広報だと思うのですが、そのあたり、先ほどと違うようなアプローチが、もし可能であるようでしたら教えていただければと思います。

○関係職員 先ほどの話でいえば、マスへのアプローチというところで、個別のところがまさに健診や、面談など、そういったところになろうかと思えます。具体的には、1歳6カ月の発達障害などを早期に見つけようという健診や、あとは妊婦健診などでは、まずは対象者全員に通知を送りまして、対象者の方に個別で面談を必ずしています。そして、健診に行くと。

ハイリスクとか、手を差し伸べる必要がある方については個別に相談に乗って、必要な部署につないでいきます。その受診率を、先ほどもございましたけれども、乳幼児健診の96とか98%を目指して実施しているところですので、必ず受診者は抜けがないように。また、なぜ100%にならないかといえば、これは全て後追いをしています、例えば里帰りや、そちらで受けたですとか、あとは転居した、それから、区の健診では受けなかったけれども、医療機関で受けたと。また居所不明児がいないような対

策もしております、個々へのアプローチというところではほぼ全員を把握するという
ことに努めているところでございます。

○委員 ありがとうございます。今申し上げたような、例えば2つの切り分けみたいな
ところで、全体に対するフォローと、今ご説明いただいたような個別のフォローという
ところがより明確になるような形で、次期長期計画以降、また展開していただければと
思います。前提で申し忘れてましたけれども、この施策で展開されている個別の取り組み
について、おそらくほかの自治体と比べても、極めて高い水準でなさっていらっしゃる
と思いますので、そういった部分もディテールとは申しませんが、ぜひさらなる充実に
努めていただけたらと思っております。

基本施策の10についてですけれども、先ほどご説明があった指標105のところ、広報
の話と少し絡めてなんです、権利擁護センターの認知情報を上げていくというところ
で、これもそういう意味で言いますと、弱い立場にある方々が区のサポートですとか、
適切な支援を受けられるということについて、どのようにアウトリーチしていくかとい
うお話だと思うのです。

具体的に、認知度を目標値に向けて上げていくための計画における方向性といいます
か、何かできそうな見通しのような部分というものが、もし今お考えのものがございま
したらお願いします。

○関係職員 やはりこういった広報というものは、委員もよくご案内のとおり、特効薬
のようなものはないかと思っています。特にこの権利擁護についてもそうですし、成年
後見という類いについては、実際に区民の方がこういった状況に立ち至ったときに、ど
うしたらいいのだろうということでお知りになる、そういう場合が多いかと思ってお
ります。

しかしながら、やはり事前にある程度、こういった制度があるということをご承知お
きいただければ、例えば最寄りのセンターにしても、私ども福祉部にしても、そういう
ところにお話を持ってきていただく早さが違ってくるかと思っています。ですので、取
り立ててこういう形でというのは持ち合わせていないのですけれども、やはり地道に区
報ですとか、ホームページもそうですし、あとは主な所管をしています社会福祉協議会
など、そういったようなところを通じて、こういった制度があるということをお知らせ
していきたいと考えております。

○委員 わかりました。どうもありがとうございました。

○委員 今の広報の話ですが、1歳6カ月のところで赤ちゃんやお母さんについては始まっていくということですが、その後は、全体的に今の制度から言うと、困ったときにはワンストップでここに行けば全部わかるというところになれば一番簡単と、理屈上はそうなるのですけれども。

起点として、1歳6カ月の健診のところでお母さんとお子さんはつかまるということですね。例えば発達障害に気づくことも、その過程で確保されるのでしょうか。

○関係職員 お母さんと子供のコンタクトをとるところでは、私ども、最初に、まず赤ちゃんがお母さんのおなかにいるときから、妊娠した方には100%を目指して専門職が面接をしております。例えばお母さんがハイリスクのお母さんだったりとか、虐待のバックグラウンドがある家庭だったりとか、あるいはお母さん自身が病気をお持ちだとか、何かしら問題があった場合には、生まれる前からフォローして行って、出産しますと、「こんにちは赤ちゃん事業」といって、生後1カ月に家庭訪問をして、4カ月健診に区の保健相談所に来ていただき、その後、1歳6カ月、3歳と続いていくのですけれども、特に1歳6カ月というところでは、今ありました発達障害をスクリーニングするような健診の質問事項を織り込んでいるというところがございます。

課題がある方に関しましては、それこそ生まれる前から地区の保健相談所の担当保健師が自分の受け持ちとしてきちんと把握しており、必要な機関につなげたり、紹介したり、必要に応じて医療機関に行ったりと、そういったフォローをして、そちらのお子さんだけではなく一家を支えていくと言いますか、色々なところと一緒に調整しながら、そちらの赤ちゃんの成長を見ていく、そのような仕組みになっております。

○委員 アドバイスをいただく中で、これについてはこの制度がありますといったことは、接触なざる保健士ですとか、色々な方が七つ道具を持っていて、その都度お渡しするといった、そのような仕掛けにはなっているのですか。

○関係職員 それは、妊婦さんの妊娠したときからの面接の際に、こういった区のサービスがあると。それは、保健だけではなく、子育ても含めて情報提供をしていく。あとは、母子手帳なりもそれなりにきちんと情報提供を入れていくような形にしていくと。各健診においても、それぞれの月齢に合った情報も、さらにそこで再度情報提供していく、そのような形でやっております。

○委員 質問のほうで頑張れという声が上がったのですが、何か、私はこういうことを考えついている、といったことはございますか。

○委員 決して何か具体的なものがあるということではないのですが、今少し補足していただいて、お答えいただいたので、また理解が深まったところなのですから。

健診のときの接遇という部分のフォローアップの仕方みたいなところは、もちろん今触れていただいたところでわかるのですが、済みません、少しずれてしまうかもしれないですが、要するに健康部さんとしての広報のあり方ですとか、一個一個持たれていらっしゃる事業のところ、区民の方に対してどのように自分たちがやっていることを知ってもらうかというところが、実際に区民のモニターの方のリアクションみたいなところから、ニーズとして出てきたような印象がありました。少々抽象的で申しわけないですが。

そうしたときに、今の事例は極めてわかりやすいのですが、次の計画で展開される施策の中で、大きな方針として、少々これまでやってきた健康部としての広報とか情報発信のやり方をこう変えてみようといった議論がもし始まっているのだとしたら、それをお聞きしてみたいという動機というところで、質問させていただけるとうれしいかなど。

○関係職員 いかに関民にきちんと、必要な方に必要な情報を届けるかというのは非常に重要なことであり、それで区民の方がきちんとつながっていくというところなのですが、一般的には広報だとか、ホームページということがまず出てくるのですが、健診等につきましては対象者に個別通知を出しておりますので、乳幼児健診については、その個別通知をもとに、皆さん必要な指摘された場所だとか、時間だとかもありますから、そちらのほうにお問い合わせをさせていただいたりですとか、直接来ていただいたりなど、そういったところで、100%を目指して健診をしているところです。

あと、予防接種につきましては、予防接種ナビというアプリなどを使いまして、接種率を高めております。江東区の麻疹、風疹ワクチンの接種率も23区の中で非常に高く、ほぼ接種が行き届いているのかというところがございますので、今後もこういった予防接種ナビなど、使えるものは活用していきたいと。また、それ以外のものについては、現在、検討会で課題抽出ということでやっているところがございます。

○委員 関連して伺いたいのですが、広報という観点から、SNS等はどういう形で利用されていますか。何日か前に、品川区が回覧板をSNSに載せますということをニュースで拝見したのですが、そのときに、回覧板というのは町内会のものなので、わりと高齢な方が多いのかと思い、どこまでそれが若い方でないところになじむのかなということ、少々感じたものですから。

今のお話で、母子のお話だと、わりと若い方対象で、そこになじむのかを感じたのですが、もし何か取り組みがあるようでしたら、お教えいただければと思います。

○関係職員　例えば母子でなければ、町会などの回覧板活用ということも、時期的にタイムリーに使えるものがあれば使っていきたいと考えます。SNSについては、具体的にはまだ検討していないのですが、他の自治体を参考に考えてみたいと思います。

○委員　おそらく情報で溢れてしまうという懸念もあって、好きな情報を自分でとりにいきたいというニーズも逆にあるかと少し感じたのです。必要な、手厚く保護をしなければいけない方に関しては、健診等で拾い上げていく。自分がその対象だと感じていない方に関しても、必要な方には情報は行かなければいけないということは思うのですが、今のようなSNSの活用等は、そういう意味では進めて欲しいのかなということです。

施策27に関しまして、こちらも権利擁護センターを知っていますかというお話で、情報を知っていらっしゃることが重要で、あらかじめ知っておいていただいたほうがいいというお話も先ほど伺ったのですが、そうではなくて、区民サービスのコンサルチックなものが、この事業にかかわらず、ほかのお困り事などがあつたときにこんなことが区ではできますといった情報発信が何かできたらいいのでは。区民の方も全てを知っているということは、おそらく大変なことかと。

知りたいときに知りたい情報が来ればいいと私は思ってしまうので、その辺は何か横断的なお話になるので、部だけではというお話ではないかとは思いますが、もし何か取り組みがあれば、教えていただきたい。

○関係職員　確かに何か事が生じたときということではなくてというのは、そのとおりだと思います。権利擁護センターについては、これは先ほどちょっと言及しましたけれども、社会福祉委員会の中の組織でもありますし、そこまで言っているのかどうかわかりませんが、区の職員であれば、基本的な区の組織であつたり、外郭団体の組織のありようというのは当然把握をしているという点で、例えば生活支援部が所管しているこの課の中での生活相談であつたりとか、場合によっては、区民からの窓口になつたりとか、そういったようなところでも、おそらく権利擁護センターについて触れることは可能かと。

このことについて、取り立てて研修をしているとか、そういうことでは福祉部としてやっているわけではないのですが、そういったひっかけりというか、そういうことで大分違ってくるのかとは思っています。ただ、委員がご指摘のとおり、もっと区民に対し

でももちろんそうなのですが、職員に対しても、何を、どこで、どういう形でやっているのかということをしっかり知ってもらおうという取り組みは、おっしゃるとおり必要なのかと思っております。

○委員 指標の中で未達成となる見込みというものが、割とどの施策でも多かったものですから。それであれば、ほかの事業でも委員がご発言されていたように、「その取り組みを、どういう努力でされているというところを指標に反映させてはいかがでしょうか」ということをおっしゃっているのですが、私も同感です。

どういう努力をしているから、結果として、この割合がそれにじわじわ反映されてきているという、そんなこともあるのかしらと思っているのですが。この中で、何かこういう努力をしているというものが明確に言えるものはございますか。

○副委員長 お二人にお願いします。指標が最終的な状況になる、これは品がいいので基本計画ではそうなるのですが、「実は結局こういう働きかけをしまして、その働きかけでカバーする率がこんなに増えています」というような事が、今委員が言われた努力のケースなのです。まさに、毎日どういう努力をしているかということ自体を指標にするということができるのではないかと。

そういうことから考えると、例えば指標95、こういうものに変えて大丈夫だとか、そういうものがあるかというお尋ねだと思います。

○関係職員 よろしいでしょうか。例えば施策25で、指標98、要支援・要介護状態でない高齢者の割合という指標があつて、これは目標値を定めてはいないのですが、例えばこういうことにつきましては、先ほど説明の中でありました、江東区で作った体操であったりとか、ないしは、福祉会館などでは、介護予防に向けてさまざまな取り組みをしておりますので、そういった取り組みの回数であったり、あるいは、集まっていたいた人の数、そういったことで、いわゆる介護予防に取り組めば、その成果がこういった形であらわれるという事は、あるかと。

ただ、必ずしもそれに結びつくというものではないので、その取り組んだ数であったりとか、ニーズであったりとかいうことは、1つ考えられるかとは思いますが。

○委員 回数というのは数えるだけなので、結局それを最も理想的な状態であるとする、例えば体操であれば、その体操をできる人の割合という感じです。それを、体操をみんなにやってもらうために、今何を努力し、どんなことを職員の方々に頑張ってもらっているか。それと、やっている人の割合ということが紐付けばいいのですが、やっ

いる人の割合というのは、ここで意識と行動ということで、最初に健康の話があったときに出ている問題で、難しいわけですね。

ですから、皆さんに体操をしてもらうために、毎日どういう努力をしているか。人数で言うと、指標の罫に落ち込んでいるわけです。毎日どのようなことをやっているか、例えば、パンフレットだけでは足りないので、実際に説得に歩いて話をした人数の区分民の皆さんに働きかけている、と。体操をしている人数は個人の勝手なので、絶対数字は上がらないで結局目標は未達成になってしまうと思うのです。そのためにやっている作業というものの自体について、ここまでと。単純に言えばノルマです。そういうことがあった場合に、それを実際の目標として、区役所の職員は皆さんに健康のために体操をしてもらいたいということでこういう努力をしていますと、その努力があるわけで、ということを経験は多分おっしゃっているのだと思うのですが、そのようなことは考えつかないですか。

○関係職員 先ほどの健康づくりのところの運動習慣の話で、まさに今、委員ご指摘のあったようなお話になるかと思うのですが、運動習慣のある区民というのは、ある程度一定数になると横ばいになってしまって、なかなかそれ以上増えることが。健康センターなどでも実施しているのですが、難しいというところです。

区民の自発的な運動習慣を促進するために、平成29年度に江東区のウォーキングマップというのを作成いたしましたので、これを広く配布しております。こちらを見ていただいて、ウォーキングコースなどがあるので、それを活用していただいて歩く習慣をつけていただく。そうすると、運動の習慣が毎日、それから週に1日という人たちの割合が、ますますこれからは増えていく可能性として、何かしらの仕掛けが必要なのではないかと考えている事の活用になればと思います。

さらに言えば、例えば講演会とか、そういったところでキッキオフ大会のような講演会をした後、みんなで万歩計でとか、そういったところで歩数を確認していただき、またウォーキングマップも区がつくったのだけではなくて、皆さん自身でつくっていただいたウォーキングマップを活用していくとか、何かしらこういった区民参加型のプランなんかも考えながら、来年度以降はこの運動習慣を高めるような施策を考えていきたいと思っています。

私どもが一方的につくったマップというのも、もちろんいいのですが、やはり白地図プロジェクトなど、何かしら名前をつけて、皆さん自身に作っていただいて、それをコ

ンテストにするなど、何かアイデアを出していきたいと考えています。

○委員 ありがとうございます。その意味で今委員がおっしゃったことから言うと、ウォーキングマップの配布というのは、誰に、どの範囲で配布されているのですか。

○関係職員 区役所保健相談所の窓口で配布しております。大変人気があるということで、かなり部数もはけているところなのですが、まだまだ周知が足りないところがあるかと思えます。ウォーキングマップは29年度の作成ですけれども、またこれを色々な形でバージョンアップしていけたらいいのかなと思うのと、先ほども申し上げましたように、区民参加のマッププロジェクトのようなところに、色々な展開ができるかと考えております。

○委員 窓口に置くというのは、おそらくそれを頑張れという、置いたら終わりになってしまうのです。ですから、このウォーキングマップの作成というのも、それを実際にどのぐらいの家庭が持っているか、使っているかは把握できないのですが、そここのところまで考えて作戦を組んで、そのための努力として、区民にやっていますと胸を張れるぐらいのことができる。最終的に運動習慣が「ある」「ない」といったところでは、非常に施策が遠くなってしまいますので、まさにそのために頑張っていますというところが説明できるような。

窓口に置いてあるということは、多分委員がおっしゃっているような意味では助けに行っているのだと思うのですが、そここのところではやや違うという感じがします。これは、おそらく次回の宿題になると思えますので、この辺に止めておきたいと思えます。

○委員 私も、今回この大綱を拝見させていただいて、「未達成になる見込み」というものが多いということがとても気になっています。その要因をどのように各担当の課で理由を検討されていらっしゃるのか。それから、そもそもこの指標自体をどのように設定すれば、自分たちが目指そうとしている姿を表せるのかというところを、どのように判断されて、今後、新しい計画を立てられる上での方向性として持っていらっしゃるかという事をお聞きしたいということが、今日事前に資料を拝見させていただいていたところです。

今、ほかの委員の方たちが質問されたので、大分お答えはいただいているとは思いますが、そのあたりの、なぜ未達成になったのかという要因と、今後、次の計画に向けて、未達成にならないようにするためにどういう方向性を思っているのかというところを、お聞かせいただければと思います。

特に施策26とかは、全部が未達成になっているという点がかなり気になっているので、お聞かせいただきたいというところがあります。

○関係職員 指標100なのですが、入所・居住型の介護施設の定員数ということで、こちらが一番右端に書いてございますけれども、もともとグループホームの6施設、108床の整備を見込んでいたということで、そのまま活動量を置いて計上したということで、具体的な計画があつて計上したということではなく、ある意味で目標として、毎年度これだけ整備しますという形で置きました。

実は、これは民間のほうでやっていただくことを前提にしていたので、区主体ではなかったということなのです。反省としては、民間に整備してもらおうということを考えていたのですが、やはりそれでは目標は達成できなかったところです。

今後に向けては、例えば区がほかの公有地などを活用して整備するなど、もう少し可能性のある数を毎年度置くということを具体化するなど、そういったことも当然考えられると思います。

ただ、どうしても、今後、長期計画になりますと、5年先、10年先の数になりますので、そうなる、なかなかそこまで見通せて整備できるかというのはあるかと思います。このあたりを、今回の反省を含めまして、今後修正していきたいと思っています。

○委員 ありがとうございます。そういう意味で、これ自体は出てしまうので、そうすると、区民の方が見たときに、ああ、達成できていないのだという部分だけがひとり歩きしてしまいます。

それから、少々具体的なところを1つお聞かせいただきたいのですが、施策23の感染症対策と生活環境衛生の確保というところで、やはり1つ気になるのは、これからオリンピック・パラリンピックとかがありますし、前の施策の観光のところで、かなり外国人の方も観光客として想定するような施策を打ち出されるということなのですが、その中で、やはり感染症とかの部分というのは、かなり重要なポイントになると思っています。

先ほどご説明の中にも、今後、的確な対応をしていきたいと考えていますというお話がありました。具体的にこのオリンピック・パラリンピック関係で来ていただいて、ちゃんとおもてなしすることも大切ですが、やはり来ていただくということは、それだけ区としてリスクを抱えるということにもなると思います。そのあたりの的確な対応という内容を、具体的に今どのような形でお考えなのかというあたりを、お聞かせい

ただければと思います。

○関係職員 外国人の感染症というところでは、もちろん旅行で来られる方もいますけれども、現在住んでおられる、生活しておられる方の感染症対策も非常に重要かと思えます。その中で、特に重要と言いますか、数的にも重視したいというところは結核対策かと思えます。

結核対策の中では、結核の罹患率が高まる要因としては、外国人とか路上生活者が多いところ、それから、あとは高齢者の割合が高い。高齢者が高齢になって、免疫力が下がって発病してしまう、そういったところが非常に発病率、罹患率を上げている要因となりますので、外国人に対しては、日本語学校等で健診を区のほうもやっておりますので、そこできちんと発見して、治療につなげていき、それを患者としてフォローしていく。治るまで1年単位で、1年、2年と見ていくのですが、それを最終的に治療完了まで、一人でも多く持っていく。それから、健診も漏れなく受けていただけるような努力をし続ける。

高齢者の施設についても、高齢者の関係施設と庁内と連携をとりながら、せきが続くような方についてはきちんと健診をチェックしていくような方向性をますます持っていく必要がある。こういったことが、1つ、罹患率を下げるのに大切なことかと思えます。

あとは、旅行者に関しましては、医療機関を受診されると思えます。まずは、具合が悪くなれば医療機関ということもありますので、医師会などと連携しながら、こういう患者さんが来たときには、きちんとこういう対応をしてお願いしますというような、結核だとか、感染症について、もう一度意見交換、情報交換などをしていきたいと思えます。

○委員 ありがとうございます。なぜ伺ったかという、先ほどもご説明の中にも、オリンピック・パラリンピックというのもあったのですが、最後の施策23のところの今後の課題、展望のところに、外国人観光客の増加に伴い、利用する宿泊施設等の申請・相談が増える見込みであり、的確な対応というところがあったので、やはりそういう意味では、先ほどの広報ではないですけれども、医療機関の情報であるとか、さまざまな日本での医療サービスの状況とか、どこに行けば、どういう支援が得られるとか、治療が得られるとかいう、そのような言語的な部分でのサポートや、そういう部分で支援というものが、これからオリンピック・パラリンピックの際に必要なになってくると思えます。そういう部分を想定されているのかと思ったので、少々伺ったところです。ありがとう

ございました。

○委員 今日、ご説明いただいたところというのは、まさに国でいえば、財政の持続可能性が一番議論になるところでございます。つまり、今社会保障費の給付額全体を合わせると120兆円ぐらいですね。医療が約40兆円ぐらいです。毎年、医療費総額で1兆円ずつぐらい増えてきていると言われております。あとは、年金は五、六十兆円とか、全部で120兆円ぐらいを保険制度でどれだけ賄うか、国・自治体と分担するかということになるわけでありまして。

ですので、金額的に一番大きいところなのですが、そういう意味での江東区としての財政的な意味での持続可能性についての危機感を、どのようにお考えになっていらっしゃるのか。例えば、私は今、小さなまちの活性化をお手伝いしているのですが、やはり介護保険料を上げざるを得ないという、非常にシリアスな問題として出てきています。

ですので、ここでも介護保険の問題もありますし、それから、医療の問題もあるし、それから生活保護も、一般会計でも結構大きな金額があったと思います。そのあたりの危機感、持続可能性といいますか、最後に両部長から少しお聞かせいただけると、どういふことを懸念されていて、これからどのように、それに手を打っていいのか、いけないのかを含めて、お聞かせいただければと思います。

○関係職員 福祉部が所管していますのは介護保険、今委員長からご指摘のとおりで、今回は第7期、保険料設定をして、何とか23区では下から2番目という形で保険料を設定することができたので、そういった点では、少し安心しているという見解になります。

しかしながら、今回、国で行ったように、2割負担の部分の2割の分を3割にするであるとか、自己負担分というものを増やさなければいけないという部分も、当然あるかと思っております。また、先ほど少々お話した介護予防のところですけれども、当然区としても、これは莫大な金額が介護ということについては注がれるわけですから、これは理想論ですけれども、なるべく介護を受けなくて済むような、そういった体づくり、健康づくりに向けて、どういうふうに取り組むか。

いわゆる区民でいえば、予防、医療、啓発ということになるかと思うのですが、そういったところにこれからはどんどん力を入れていって、なるべく江東区の区民の方の健康を向上させるということが当然最大の目標になるのですが、はっきり言えば、介護保険の世話にはならないと言いますか、そういう形のものに行かなくてはいけないとは思ってございます。

○関係職員 保健・衛生行政におきましては、健康寿命の延伸、生まれたときから、本来、理想とすれば、介護保険にお世話になることなく天寿を全うすることが一番だと思います。そのためには、若いときからの健康づくりが非常に大切なので、それは体だけではなく、歯科健診なども含めた、全体的な健診事業をきちんと受けていただき、予防的なアプローチを推進していくということかと思います。

がん検診については、具体的に言いましては、一部負担金なども区民の皆様をお願いして、より多くの対象の方には受診していただきたいとして、がんも早期に発見していただき、治療につなげると。がんは2人に1人がなり、3人に1人が死亡の原因となっていますので、がん対策というのは非常に重要なことだと思います。こちらも力を入れてやっていきたいと思っています。

○委員 おそらく財政の持続可能性というのは、多分ここに一番大きな、本質的な問題があるような気がするのです。ですから、ある意味では非常にドライに、いかにして持続可能性を高めていけるのかということで、支出を抑制するかというようにも徹底して考えていくということが、実は結果的にはご本人の、区民一人一人の健康寿命が伸びていくという、両方のベクトルが合う世界だということです。かなり丁寧に一生懸命おやりになられていると思いますので、ぜひ区民一人一人がハッピーだということが、区の財政のこういう形でもっと抑制できるのだという、財政面での抑制という事をより前面にと言いますか、区民に見せるかどうかは別にしても、少なくともよりシリアスな問題として議論をされていかれることがいいかということです。

それと、全国、今長野県の医療費がすごく少ないとか、そういうような各自治体で、いい意味で競い合いが起こっていると思うので、そういったことについて、江東区がどのレベルにいるのか。そういった全国レベルでの相对比较などもしていただいて、江東区としてはここまでやっていくのだというところを、ぜひ示していただけると、次の長計のときにはそういったアプローチをしていただけるといいかと思っております。

ただ、相当いろいろなことをやっておられるということで、心から敬意を表したいと思います。ありがとうございました。

○副委員長 ありがとうございました。

それでは、時間になりましたので、大綱4のディスカッションは以上といたします。長時間、お疲れさまでございました。ありがとうございました。

ここで5分程度休憩いたします。

(休 憩)

○委員長 それでは、最後になります。では、こちらのほうから紹介は要らないですね。そちらもいいですね。

それでは、ご説明いただければと思います。よろしくお願いします。

○関係職員 それでは、よろしくお願いいたします。まず、この計画の実現に向けての位置づけでございますけれども、課題といたしますと、長期計画には4つの視点というのを掲げてございました。協働、地方分権、行財政改革、施設整備・改修計画を具体化して、34の施策、各分野の計画を実現するための基盤づくり、横断的に支えるための取り組みの方向性をお示しするものの部分でございます。大きく申しますと公共経営というものかと考えてございます。

平成27から29年の3カ年にわたりまして、この今日お示ししてございます3つの柱とにご評価、ご指摘をいただき、1個ずつでございますけれども、改善を進めてまいりました。まず1点目の計画、区民の参画・協働と開かれた区政の実現については、その時のご質疑で、なぜ参画、協働が必要であるのか。そして、情報提供や協働事業での現実的な取り組みを重ねる中で、まず部課長が本当に行政サービスの質を高めるために協働が必要なのだと実感するということが必要だというご指摘をいただいたことを、覚えてございます。

そこで、それらを踏まえました取り組みといたしましては、公募区民の参画は当然のことながら、大規模な施設の改修、改築等に当たりましては、基本計画の前段階でのワークショップ、それから意見交換会を開催するということが、だんだん当たり前になってきたかと思っております。

それから、一番身近で、いろいろご議論ございましたけれども、ホームページを大規模にリニューアルいたしました。SNSやフェイスブック、新しい手法についても盛り込んだところでございます。

今後の課題、展望といたしましては、まずこれらの取り組みを政策形成過程で、国・都の仕組みを踏まえて、それから区民に説明責任を果たして、議会も見つつ、質の高い行政サービスを実施することを当たり前のことにすること。また、協働ということについては、実際職員なり、私どももそうですけれども、意識、もしくは認識の薄れているところがあるのではないかと考えてございますので、それを再度、意識改革や醸成することが必要であると考えてございます。

次に2点目、スリムで区民ニーズに的確に対応した行財政改革では、スリム化、区民ニーズに的確に対応という点については、何を以てスリム化と言うのか、また、説明責任、さらには改善を組織文化とし、不断の行財政改革に取り組み、人の評価においては成果のみでなく、プロセスを尺度とした人事評価、さらにはIT化、LGBT等の問題も含め、ダイバーシティー等、これについてもご指摘、ご示唆を頂戴いたしました。

それらを踏まえまして、私どもスリム化という点では、指標149にございますけれども、定員適正化計画を持ってございます。流れを見ていただきますと、基本的には平成31年度には2,755を下回るというか、そこをきっちりと達成できると考えてございますし、指定管理者制度につきましても、評価・改善に取り組みながら運営を図ってございます。

また、人材の育成につきましても、職員の評価をするにあたって、目標管理の視点から、期首に当たっての管理職のヒアリング、それから、最終評価に至るまでに、職員とのヒアリングを重ねる中で、仕事なりの評価を進めるという様にしております。成果とプロセスを重視するという理念は埋め込まれていると考えてございます。

今後の課題、展望でございますけれども、指定管理者制度につきましては一律に導入すればいいということではございません。大きく2つあるかと思っております。いわゆる福祉分野での利用者との信頼関係を重視する、もしくは医療・福祉等の高いレベルのサービスを、私どもが実施しますよりも質の高いサービスを投入できる分野、もしくは、自転車駐輪場につきまして指定管理者制度を活用しておりますけれども、お金をかけずに自転車の駐輪場を運営できないか、要するに建設から毎年の運営までを、PFI的手法とは庁内で言っておりますけれども、そういった取り組みも始まってございます。また、もう一つ申し上げれば、例えば区の豊洲ぐるり公園ができてまいりまして、若洲海浜公園につきましても、ただ指定管理者を指定するのではなく、事前にサウンディング調査をし、その上で、いわゆる経費をかけずにこの公園を運営できないかという取り組みを進めているところでございます。

また、福祉サービスでは、第三者評価等が、事業者の自覚も含めて非常に重要になってきていると考えております。

これまでも適正化ということで、退職不補充等で臨んでまいりましたが、人口増やオリンピック・パラリンピック等への対応で、技術系や事務系職員の採用を行ってございます。さらに、そのオリンピック・パラリンピック後を見据えた人員配置、特に技術系の人間をどこでどう使っていくのかというのは課題ではございますが、大きくまちづく

りというところで次のステップが待っておりますので、活用を図っていけるのかなと考えてございます。

人材育成につきましては、これは一長一短ではまいりませんで、常に意識し、常に誰を、どの層を、私ども部長級も含めまして、どうやって育てていかなければいけないのかということにつきましては、様々な手段を講じているところでございます。

最後、自立的な区政基盤の確立でございますけれども、これは大きく申しますと公共経営の根幹に当たる部分でございます。昨年度ご評価いただいた際にも、区の財政の状況をモニターの方に分かり易く説明することを、非常に苦慮した思いがございます。分かっていたかどうかはなかなか微妙だったのですが、まずこれは私どもの内部管理、区民への説明責任、分かり易く、どこに、どれだけ、何で予算を置いたのかということを見せるという、それが大事かと思っております。

それから、この時の評価では、計画や人、予算を預かりますので、特に政策経営部の部署につきましては、矜持と申しましょうか、忘れてはいけない数字、やらなければいけないこと、ほかの事業部とは立ち位置を変えて臨まなければいけないという厳しい指摘もいただいたと思っております。

私どもも、長期計画、それから財政計画、これを着実に進めてまいりました。再度、もう一点、国の要請等を踏まえまして、今年の3月は、公共施設等総合管理計画というものを策定しまして、いわゆる箱ものの長寿命化等、無駄に建てるのではなく、長く使う。それから、別用途も考えて使うというような基本的な考え方を示してございます。

そうしたところで、資料をご覧くださいますと、指標の151から155、いわゆる区の財政運営等に当たる部分につきましては、ご覧いただければ、おかげさまでと申しますか、正直申し上げて、23区を取り巻く財政環境等、経済状況のよろしい中で、これでもこの数字が目標を下回ったり、ひどく上回ったりしてしまう数字を出したときは、何をやっているのだと怒られる数字でございますが、一応目標を達成できている。また、長期計画の最終の31年度におきましても、それが担保できるものと考えているところでございます。

次に区政全体は、この間5つの大綱をご評価いただきましたけれども、私ども事務局として聞いている中では、できていないところと、できているところというのは、実は評価や指標の動きにつきましても、全部とは申しませんが、ある程度達成できているのではないかなと思っております。

全体、トータルで見ますと、今までのやり方ではなくて、行革部門等につきましても、次のやり方や手法を持たせていかないと、他自治体には遅れる。ましてや、私ども、財政状況が悪くない状況の中では、より一層何をするのかということが問われると思ってございます。分かり易さ、施策の体系、人口動態で何人増えるかというのも、どういう層が増えていって、どういう層が減っているのか、こういったことを踏まえながら、次の長期計画なり、行財政改革計画を32年度以降のものについて、今年度と来年度でつくってまいりたいと考えてございます。

その中では、ご指摘いただきました新公会計制度における財政指数、それから、例えば使用料算定や基金のルール化等について、要するに短期的なものの方ではなくて、区の持っている現金、資産等も踏まえたところで、区民の方に区の実態をお教えするということについては、取り組んでまいりたいと考えてございます。

また、組織全体が、私ども、やはりそういうところを評価するし、進めるというところで全体が変われるところでございますが、これがうちの区、組織、それから区民の方も含めて、イズムとは申しませんが、基本的に江東区が、本当はどういう姿、もしくは23区横並びと言われますけれども、その中でもこういったところがあるというようなところを出すことが、多分次の長期計画、もしくは行財政改革計画になるのだなということ、私どもといたしましては、これまでのご評価、それから今年度の大綱評価がどうかお聞きしながら、課長等とっておりますし、話をしているところでございます。

雑駁であります、説明は以上でございます。

○委員長　それでは委員の先生方、いかがでしょうか。

○委員　よろしく申し上げます。私からは、大きくは2点になります。まず、計画の実現に向けての1番に関するところなのですが、協働というところのお話です。先ほどのご説明の中で、この今回の計画期間の中で大変協働が進んできたということは、よく理解できました。とりわけ、文字にも書いてあるのですが、政策の形成の部分に関わるというご表現があったかと思うのです。

ここで私が伺いたいのは、ずっと評価に関わってよく分かっている間柄だということ、で突っ込んだ言い方になってしまうのですが、何回も政策の形成の部分にしか協働を取り入れられないのか。つまり、PDCAというものがあつたときに、政策形成というのはPの部分だと思っておりますが、逆に何でそこに固執してしまうのかということが素朴な疑問としてあります。違う言い方をすると、色々そのことについて考えたのですが、政

策経営部が所管している様々な計画だとか、事業ということについて、政策形成というものにこだわっていらっしゃるのか。

あるいは、実際、今回施策の大綱を評価していく中で、例えば学校教育のところであれば、開かれた学校という形で、プランのところからずっと運営のところまで、地域を入れていこうという動きがあり、また、その他の様々な施策、ほぼ政策の形成に限定しない形でやっていこうという方向性が出されていると思うのです。

逆に、政策経営部が全庁的な協働というのを推進していく旗を振られるお立場という部分も含めて言うのであれば、形成というところに、これは次の計画の話として、むしろ限定しない形で、より全プロセス的な協働というのを目指されていくという姿勢を打ち出していくのも1つの考え方かなと感じるのですが。この辺り、私の認識が違っているかもしれませんが、少しご見解といたしますか、お考え等お聞かせいただければと思います。

○関係職員 この協働ということにつきましては、今の長期計画の目玉でございました。これをつくるときに、これを頭に持ってくるということについて、できていないというか、認識もそうですし、浅かったのだけれども、これを無視しては多分事業なり、進めることはできないだろうと認識がございました。

それで、委員のご指摘で申しますと、私ども、例えば区民協働の事業をやっておりますけれども、まず事業から、区民からアイデアを公募いたしまして、子育てや障害者福祉等で進めている部分がございます。1つ、成功事例といたしましては、子育て支援課の事業で、「子育てメッセ」という事業をやっております。協働事業でスタートしたのですが、そのとき集ったお母様方、もしくはお父様もいらっしゃる方、いわゆる子育て世代が中心で、毎年メッセという形で様々な取り組みをそこで発表するという事業については、動いていると認識してございます。

ただ、それは子育てやまちづくり等で、ある意味、決まった分野での取り組みになっているなという認識が1つあります。今回、この政策形成というのを強調いたしましたのは、いわゆる私どもがつくったプランを区議会にお示しして、それによろしいですかということでは物事は進められないということ、この二、三年自覚したから、このように書かせていただいたところでございます。

いわゆる学校の改築、それから、今児童会館という大きな施設をどう活用しようかということができなかったのですが、今回改築というか用途を変えて建てかえるというこ

とになったのです。そこにおいても、基本計画をつくるラフの段階からワークショップという形、もしくは意見交換会という形で区民に入っていたかかないと、いいものがつくれないという自覚が私どもに芽生えてまいりましたので、そこでこのように書かせていただきました。

ですから、PDCA、そのサイクルの中の一つ一つに、例えば入り口の計画策定と評価の部分で、このような形ですとか、教育も施策点検を行っておりますので、区民の方に入っていたかのですが、実際にもものをつくる段階にも、全ての段階に入っていたかきょうなところが、実感としてそうでないと進められないなということが、この二、三年の実体験の中で各部、例えば公園もそうですし、学校もそうですし、子供の施設もそうですけれども、それが実感として、私どもも当たり前のことになりつつあるということが、今のご質問に対する答えでございます。

○委員　そういう意味では、多分申し上げたところの趣旨を既に酌んでいただいている部分もあると思うので、やはり形成というところ、全プロセス的なところまで、区民に関わっていただくと。これは、信頼関係をどうつくっていくかという別の課題はあるかと思うのですが、是非そういう方向性で区民と関わっていくことをご期待申し上げたいと思います。

それから、もう一点よろしいですか。計画の実現に向けての2番のところの、人材育成のところについて少しご説明いただいたかと思えます。具体的にどういう様に人材育成、さきほど配置の話は少しおっしゃっていただいたと思うのですが、世代別、若手だとか、中堅、幹部といったところに、どういう人材育成の働きかけをしていくのかということが、すごく重要だと思っています。

端的に言えば、研修みたいなことでもいいのですけれども、そのモデルを変えていく必要があるとおっしゃられたので、例えば研修というものをどう変えていくのかみたいなことでもいいのですけれども、何かお考えになっていることがあれば、教えていただきたいということです。

なぜこれを申し上げたかという、たまたま最近のニュースですごく印象的だったことがあったので、それを披露したいと思えます。今回の西日本の豪雨のニュースの中で、岡山県の非常に小さな自治体に取り上げられています。その自治体のある中堅の職員の方が、全国から送られてくる物資の仕分けを本当に手際よくやって、住民の方に欲しいものを適切に配布するというをほぼ1人でやっている、ニュースでそういうケ

ースを取り上げていらっしやったのです。

なぜそのようなことができるのかということ、そのニュースのインタビュアーが聞くと、私は市から、ずっと市の研修の一環として、東日本大震災とか、熊本地震とか、そういうところに対してボランティアで行政職員として行きましたと。私はそのときびっくりしたことが、行政職員の方がボランティアで行くというのは、応援とか、チャリティーという意味ではなかったのだということに気がついたのです。

つまり、多分この自治体のトップというか、人材育成の1つの考え方として、私の解釈が入ってしまっているかもしれませんが、やはり実際に自治体が、行政課題というところに対して触れさせるということを通じて、新しい価値をつくっていく様なことを、体験を通じて人を育てていくという事例なのではないかなと思ったのです。

今ご紹介した事例というのは、そういう意味で言うと、2つ意味があると思うのです。1つは、単に行政の方がサービスだとか、チャリティーだとかいうことで社会に向かっているのではなくて、新しい価値をつくっていくという観点で、人材を育ち、育てているという新しいモデルなのではないかなと思ったことが1つ。

もう一つは、実際やっている作業が、さっき申し上げたように、外から来る物質を手際よく仕分けをして、ボランティアの方を使いながら、被災された方に手際よく配っていく、そういう話なのですけれども、言ってみれば、行政の仕事としては従来の事務的なアドミニストレーションの仕事ではなくて、色々あるネタというのをうまく組み合わせて秩序立てて捌いていくというオーガナイザーの仕事だと思うのです。

この様に、仕事自体が、実際、行政の仕事の一環としてなさっているということというのと、新しい、多分前例のないような仕事というのをその方がやっていたら。これは、全部の仕事の種類を言い表しているのではないかなとは思いますが、ただ、何か象徴的なことを言っている事例なのではないかなと思いました。

今、長々と申し上げてしまったのだけれども、仕事のやり方ということが、やはり変わっている時代に入っているのではないかなと思うのです。そういう観点からした時に、新しい仕事のやり方、あるいは人の育て方、育ち方ということに関して、何か庁内で議論がなされているのかですとか、これからそういう部分について何か反映しようとなさっているのか、といったところについて、1つ次の計画の時の課題になるのではないかなと思ひまして、事例のご紹介を含めて申し上げたのですが、そのことについて、もし何かコメントをいただけることがあれば、お願いできればと思います。

○関係職員 人材育成につきましては、江東区自体は平成15年に人材育成基本方針というのを作成しています。こちらについては、平成22年、地方分権等の考え方を踏まえ、大幅な改定を行ったのですけれども、3つの考え方に基づいてつくっております。

1つは、「仕事の心構え」、それから「仕事の進め方」、「公務員としての姿勢」、この3つを基本に、こちらの人材基本方針を策定して、こちらに基づいて、研修用に、こちらの冊子職員OJTハンドブックを、職員の指導のために係長級以上に配っています。この中で例えば、新人職員をどういう形でOJTをしていくか、中堅職員をどういった指導をしていくか、幹部職員はどのような指導をしていくべきかといったことが、こちらに書かれています。こういったものを活用しながら、職場のOJTの中で人材を育成していきましようということで、江東区人材育成基本方針に基づいて行われている中身でございます。

実は私も世田谷区役所に22年間勤めたのち、14年前に江東区に来ました。江東区の研修のあり方といいたし、世田谷区もそうなのですけれども、各自治体で、例えば先進都市視察ですとか、あるいは新人の宿泊研修、こういったものはかなり厳しい財政状況の中、ほとんどが削られてきてしまっている状況がございます。世田谷では、私が江東区に来る前に既にそういった先進都市視察ですとか、新人の宿泊研修といったものが予算削減の中でなくなっているという経緯がございます。

これを、江東区は財政的に余裕があったのかなと思うのですけれども、先進都市視察については、私が江東区に来たときにも続けていましたし、現在もやっております。こちらについては、視察に行った職員が、例えば主査、あるいは管理職になりたての1年目とか2年目の職員が視察に行き、先進自治体の事業の中身を江東区流にアレンジして、できるかできないか、財政的に可能かどうか、方向性を出しながら新規事業の提案の発表を行っています。

こちらについては、私は非常に政策形成という意味合いで、ほんとうに江東区の職員を鍛え上げられる、いいやり方ではないかなと思っております。新人の宿泊研修についても、今年度から復活いたしまして、これをやる予定になっておりますけれども、こういったものについても、職員が単に行ってきただけではなくて、職場の上司、同僚の行ってきた成果をまたフィードバックする、そういった取り組みをやっていきます。

また被災地のお話が、委員の方からもありましたけれども、今回先週の土曜日から今週の木曜日まで、被災地の倉敷市のほうから要請がございまして、避難所の運営と罹災

証明書の発行の事務に従事するため2名を現在、現地に派遣しているところでございます。防災課の職員が2名行っておりますけれども、戻ってきましたら、この状況を報告してもらって、職員の人材育成に活用していきたいと思っております。以上です。

○委員長 ありがとうございます。どうですか。

○委員 ありがとうございます。外部評価をやらせていただいている、気になっていることが、まさに昨年までの委員会で区民のモニターの皆さんがお書きになっている文字、あるいはそこに表れている事柄というのは、結構私の場合参考になるという感じがしております。実はこの部分についても、計画の実現に向けてということですので、まさに方法論が言われています。

例えば、いつの年度だったか分かりませんが、柱ごとに立っている人がいる、そういう案内の人ですね、それから、窓口が横柄だという愚痴を書いている区民のモニターの方がおられたのです。そのことが事実かどうかということではないのですが、実はこの「計画の実現に向けて」のところは、趣旨がそうだからこのような文字になっているのですが、よく考えてみると、通常ですとこの種のことを議論する場合には、区民の信頼に応えるか、思いやりのある行政とか、あるいはそういう職員を育てるとか、そのようなことが入ってきている基本計画や長期計画がほかの自治体では少なくないと思うのです。

この辺りのところは、この計画ではどうか。それから、今お話にありました人材育成基本方針などの具体化の中では、その意味で区民からの信頼とか、言葉は適切ではありませんけれども区民に対する思いやりとか、区民に対して親切的な行政、そういう要素というのはどのように扱われてきているのか。そして、今後それについてどのようなことをお考えなのか、伺いたいと思っております。

○関係職員 今ご指摘をいただいた、区民から信頼されるというものがないというご指摘でございますけれども、山崎区長ご本人が、意欲、スピード、思いやりというキャッチフレーズで、平成19年の当選以来、職員に発破をかけておりまして、そのフレーズは私たちの頭の中にこびりついているという状況でございます。この計画の中にそういったものはうたわれていないというのは、やはり山崎区長ご本人はそういう様に言葉で発信していらっしゃるのです、この計画上には乗ってこなかったのですけれども、まさにそういった部分というのは、やはり区民にとっての一番根幹に信頼される区政、あるいは区長が思いやりと言いますけれども、親切であるとか、接遇が非常によいということは

大切であると思います。

区役所では、例えば区長への手紙などで、職員の態度が悪いですか、そういったご批判を日々頂戴しているところでもありますけれども、その部分を、私どもも当然受け止め接遇研修などで対応の向上を図っているところでもありますけれども、窓口の対応がとても親切だったという、区長への手紙もいただいております、そういった評価をいただいている時もあります。

ただ、やはり批判のほうが多いという状況もございますので、そういった意味合いでは、次期計画の中には区長のキャッチフレーズを盛り込んでいければなどは考えています。

○関係職員 少しだけよろしいですか。この長期計画をつくるに当たっては、多分、委員ご指摘の点もあるのですが、私も再度読み返しまして、この時新しかったことが、行政が何をやるかということではなくて、区民が主体となってつくるということを意図できるようにこの計画をつくっていきましょうというところがございましたので、私どもが何かをするのだけれども、それは区民も一緒にこれをやっていくという共通のシナリオなり、ものになるというところを意識したところがございました。あと、職員については、日々それを考えますと、先ほど部長から申し上げたことについては、大前提なのだと思ってございます。

私も、区長への手紙を毎日見ております。広報・広聴を抱えておりますので、全部職員へのクレーム、その間、誰だということまで含めてのものを見ておりますが、これは間違っていないと思うのですけれども、総じてこの10年を見てみますと、クレームよりも、親切に声をかけてもらったというところについてが、すごく多いとは申しませんが、それを親切だったと言ってくれる行動に出るまでの思いを抱いてくださる区民が時たま出てきたことについては、少し変化してきている、少しというか、やはり違うなというところをある程度実感しております。

○関係職員 私のところは、区民と接する一番の窓口になりまして、日々ご意見等はいただいております。ただ、今話があったように、以前と比べて、職員がこう良かったよという様に、実際言っていただくことがあるのは、本当に少ないのですけれども、実感しているところでございます。ですので、職員の質の方も、私は上がってきていると、ちょっと手前みそでございましてけれども、思っているところでございます。以上です。

○委員長 ありがとうございます。よろしいですか。

○委員 1つ目で、スリムで区民ニーズに的確に対応した行財政運営のところのスリムという言葉で、基本的にはスリム化をすることによって支出が減をするというイメージになるかと思うのですが、その部分の指標で職員数というのを挙げています。確かに職員数が減れば人件費が減るかと思うのですが、この部分については、職員数をスリム化した弊害というののもかなりあるのではないかなとは思いますが。

具体的に、職員数を減らすということは、仕事は減らせられないので、おそらくある部分を民間に委託するとか、職員を臨時職員に変えるとか、指定管理に出すというような、そういった手法で職員を減らすということが一般的な考え方かと思えます。そのことに伴っての功罪、その部分で本当にコストの減になったのかを含めて検証するということが重要なのかなと。今後については、具体的に習志野市も同じような職員数の減というものを目標に掲げておりましたけれども、基本的には若手職員が全然なくなってしまい、簡単な経理事務でも、会計事務でもなかなか踏襲されない。

何故かという、反復、繰り返す、新規採用がやるような単純作業のところから委託にしてしまったりしますので、そういった経験なく係長とか管理職になって、いろはの「い」も知らない職員が増えてきてしまったという目に見えない弊害がある。それが、私は会計だったので、伝票のミスがかなり多くなって、逆な意味で事務が増えてくるといふ弊害もあるので、その辺りも考えられた方がいいのかなということが1つ。

もう一つは、自立的な区政基盤の確立、これが一番重要なものかと思えます。基本的には、ここは長期的な視野で今後の財務書類の活用、公共施設等総合管理計画の執行だと思っておりますが、一応、公共施設等総合管理計画はありましたので、見させていただきました。これは総務省の方から依頼のあった「公共施設等総合管理計画の作成に当たっての指針」について、順番に現状把握を書かれたもので、とりあえず合格点をもらうための計画なのかなということ。基本的には検討する項目がほとんどで、何らこの区の将来的なものは、全く感じられなかったということです。

これは、おそらく今後の個別計画の方で、そういったものは書かれるのだと思うのですが、個別計画に統廃合等も含めて具体的な記述をするということは、区民の合意が必要になってしまいますので、そういった意味があるので、なかなか強い言葉が書けないのかもしれないですが、これはかなり大変なものかなということ。です。

あと1つ、私、たまたま総務省でこのあたりに関わっておりましたので、例えばですが、江東区公共施設等総合管理計画の総務省の指針のところなのですが、55ページの最

後のところを見ていただきたいのです。総合管理計画は、現時点においては固定資産台帳の作成や公会計の整備を前提とするものではないという以下の文なのですが、これは、当時、総務省の方で固定資産台帳の整備と総合管理計画を総務省の財務調査課で併せて行っていたのです。

本来的な手続ですと、固定資産台帳ができないと公共施設の管理もできないはずなのですが、国の方がもう待てないということで、先に公共施設等総合管理計画を出した経緯があります。その時、私は、それだと固定資産台帳を整備する意味がなくなるのではないですかということで、それもあるんで、最後にちょっと書いておくよと、当時の課長補佐から言われた言葉なのですが、私はここに書いてあることが一番重要なものだと。今後、個別計画をするに当たっては、公会計の固定資産台帳の方をしっかりと整備されて、そこから発生するいろいろなコスト情報を使っただけというところが必要かなと思います。

基本的には、江東区の公共施設等総合管理計画も、この指針について順番に書いてあるので、最後に固定資産台帳の活用ということで記述はありますが、これは単に検討しますということなので、この辺のことについては、しっかり個別計画のほうで区民合意を図るような計画を立てていければいいのではないかなと。たまたま私、公会計だけは専門なので、多少状況のほうに分かっているんで、そういう形で提言させていただきます。

○関係職員　お答えいたします。定員適正化計画についての弊害ということでございます。表立ってはありませぬと言わなければいけないのですが、正直申し上げますと、いわゆる民営化で切る部分について、用務、給食調理等、コスト比較をさせていただきます。それと、サービスの質なり等については一定程度クリアできていると思っております。ただ、その減になった部分等については、今人口増やオリパラ等の需要、事務の移管等に対して事務職や業務職は採用しているところですが、例えば30、40、一気に採用するみたいなことはできない。例えばこの間の、今年度の評価のところでもありましたけれども、今人を削るというよりも、人がいなくなっている状況がある中で、例えば技術屋の特別区共通の試験をやっても、試験に来ないのだそうです。エントリーはするけれども、民間に行ってしまうという状況の中で、いかに必要な人材を確保するかということが、今後の課題だと思っております。

もう一点、そのとおりだと思うのですが、今職員の構成が変わっております。若い職

員は簿記をつけたことがないのです。役所の単純な簿記なのですけれども、そうすると、財務会計と機械になってしまっているものですから、持っている予算を超えて支出をしても平気な顔をしてしまうというところと、今委員がおっしゃった、アナログの複数で物事、数字をチェックすることがない等の、いわゆる事務のいろはの「い」については、私どもの組織も悩みでございます。

事務マニュアルをつくっているのですが、やはり人から人へ教わる部分ということが欠けてくることについては、多分これは全国自治体の、本当に会計をやっているやるとそのとおりで、とても小さなミスがございます。それは何とかせねばと思っているところもあります。

それから、公共施設等総合管理計画につきましては、おっしゃるとおりで、私どもは人口減している自治体ではございませんので、これからまだ20年近く国の推計によると人口増加する中で、減の要素についてきっちり書き込めなかったところがございます。この新条件の中で考え方が載せてございますので、匂わせてはいるのですけれども、どの施設について用途を変えながら、ただ同じやり方では施設の整備、改修等はないということを長期計画の中にも落としていかなければいけないなと思っております。

ご指摘の固定資産台帳等の対応への動きは早くなかったのですけれども、進めておりますので、冒頭ご説明申し上げましたように、この前、委員長の方からも遅いのご指摘をいただいたのですけれども、会計制度をこの次の長期計画に向けて、例えば基金、例えば使用料等、要するに身の丈できちっと活用できるということは、財政課の方がやっていくと思いますので頑張りたいと思います。

○委員 　少し私も気にしていたことで、指定管理などができた頃、初期はまず外部委託、指定管理ありきで、何とかスポーツ財団とか、何とか公社に結局は落とさせるような、出来レースの様なことを一生懸命評価しながらやっているような自治体もあったのですが。一応その辺はコスト減の部分でどんな効果があるのか、項目によって、コスト減を狙いたい項目、サービスアップを狙いたい項目、もしくはもっと違う財源を出してほしいという項目があるかと思うのですが、その辺の整理をされて取り組んでいらっしゃるということで理解すればよろしいですか。

○関係職員 　おっしゃるとおりで、3分類と委員ご指摘がございましたけれども、そのとおりだと思っております。コスト減につきましては、事例としては、自転車駐輪場については、まさにコストの減を目指してございます。もしくは、行政がお金を出さない

で運営できないかなというところを実現してございます。サービスアップ等につきましては、例えば福祉系ですと保育、障害者福祉、高齢者福祉については、確実に指定管理者を導入することで競争も起きますし、サービスの質が上がっていると思っております。

それから、新しい取り組みといたしましては、冒頭ご紹介いたしましたけれども、PFI的と申しましょうか、いわゆる整備するところから運営管理までを、いかにコスト減を図りながらやれるか、事例といたしましては、豊洲のぐるり公園、それから、若洲にもあるのですが、そういったところでの取り組みが新しいと思っております。

今125施設、指定管理が入っておりますけれども、指定管理についてはサイクルを持ちまして、所管もそうですし、私どもも評価についてはよく見ているつもりであります。それから、指定管理を進めている組織、例えば保育につきましては、いわゆる指定管理者、もしくは委託した事業者を指導する担当の係を設けまして、そこが指導していくということもやっております。いわゆる役所の役割を変えて、サービスをするということを指導すると、多分組織全体が変わってきたところもあると考えております。

○委員 今後は、そのコントロールする方のノウハウを蓄積されていくことが課題と思っております。

また、職員数を減らす、やることを外出しする、マニュアル化することの弊害について、先ほどどうしてこれをやるのかを考えずに物事をマニュアル化されているようにやってしまうとありますが、そこは、おそらく職員の方々の当事者意識、何のために私はこれをやるのか、そのところを意識づけしていただくと、若干は違うのかと少し感じております。

あと、先ほど委員がおっしゃっていた固定資産台帳ですが、これもつくる側からするととても労力のかかる仕事、作業ですので、それがどういう目的で、何のためにこれを何のためにやっているのかという意識を持って、これをしっかり活用していくこと、それが大事だということを考えながら、スピード感を持ってやっていかれるということが大事かと思っております。

○委員 指定管理者のところ、2人の委員がおっしゃったことはとても分かって、それはすごく質を高めていくことや、コストを下げていくのも大切なのですが、これまで評価を担当させていただいて、外部モニターの方たちの中で、やはり指定管理者になることで、特に保育の部分とかで、指定管理者に移ることによって質が下がるので

はないかと、いわゆるコスト削減をされて民間がやると質が下がるのではないかとありました。

実質は、先ほどおっしゃったみたいに質は高くなっているはずだという評価を区としてはされていると思うのですが、区民の中には、指定管理者に移ることによるデメリットの部分の不安とか、懸念というものがあると思うのです。外部モニターのアンケートの中にも幾つか書かれているところもあるので、もう一つ、考える軸としては、区民にどれだけ納得してもらえるのかということと、区民の不安というか区民に理解してもらえているのかということも確認をしていく必要があるという様に今まで評価をさせていただいて、思っています。

その辺のお言葉が全然出なかったので、区として、指定管理者をこれからもっと進めていくという方針が出されている中で、区民がどの様に思っていて、それに対してどのくらい理解をしてくれているということを測るような仕組みとか、不安を解消していくような、何か取り組みを考えていらっしゃるということはあるのでしょうか。

○関係職員 指定管理者につきましては、私ども、非常に苦いと申しますか、痛いと申しますか、経験をしてございまして、保育でございまして。いわゆる指定管理者導入の初期におきまして、やはり不安がものすごく大きかったところで、例えば計画を延期するような事例がございました。

それを踏まえまして、例えば保育施設を委託する場合につきましては、計画上、何年前にお出しして、この園は指定管理者化されることについて周知をしつつ、何園を今度委託にしますと出した上で、保育園の募集、もしくは利用者の選択ができるようにするというのをいたしてございます。

2点目は、サービスの質です。保育なり福祉等の分野につきましては、日々の子供さん、親御さんと、例えば保育者、それから障害者施設の指導員との関係は重要でございますので、客観視するために、必ずこの評価のサイクルの中では、区民、もしくは利用者のアンケートをとっております。やっぱり出てまいりまして、お世話になっているから100点をつける人ばかりでは絶対ございません。確実にその施設、施設で、どこがいいのか、悪いのかというのは、その評価が区民の方のアンケートには出てきているなど思っております。それについては、この点を改善することということと、その施設に必ず所管課が行って実地調査を毎年やってございます。足りているとは申しませんが、指定管理の取り組みについては、導入時に非常に痛い、貴重な経験をいたしましたので、特

に信頼関係を指標とする福祉サービスについては、かなりきめ細かい評価なり、もしくは利用者ニーズをきちって採っていくということについては、所管は当然のこととしてやれているかと。

ただ、足りているとは申しませんので、その他の施設等につきましても、システムとして指定管理を扱うところが企画課なのですが、そこがやはりよりよくできる、もっとこういうことができるということについては考えてまいりたいと思っております。

○委員 次に、先ほど委員がおっしゃっていたコントロールしていくという部分と同時に、事後チェックの部分の評価なのか、チェックなのか分からないのですが、やっていることが当初期待している質をきちんと担保できているのか、そういう部分でのチェックをきちんとしていくということと、その結果をやはり区民の方にきちんと分かるように説明をしていくというところがあることによって、やはり区民の方の理解度というのは高まっていくと思いますし、不安も解消されていった結果、全体としてのコストも下がっていき、実際に質の高いサービスの提供をできていくというところに行くのかなと思います。

仕組みとして、担当の方がいらっしゃるということ、今ご説明があったのですけれども、その方がしたことをきちんと区民にも分かるように説明していくというところも、必要なのかなと思いました。

それから、具体的なところで1つお伺いしたいのですが、オリンピック・パラリンピックのところ、予算が年間3億から8億に増額したということが書いてあります。具体的に、なぜ3億だったものが8億に資金の増額をしたのか。できるからやれる部分だと思いますけれども、区民の方が見たときに、3億から8億になったことはすごい額の増額だと思うのですが、何をするために増額をし、その根拠はこういうことだよというところを、どのように説明をされて増額になったのかなというところが、財政基盤というところで、区の予算からするとそれ程影響はないのかもしれませんが、その辺の説明がなかったのでお聞かせいただければと思います。

○関係職員 オリンピック・パラリンピック関係の説明を割愛して申しわけありません。オリンピック・パラリンピックについて基金をつくった目的は、いわゆる機運醸成で、一般会計などで埋めてしまいますと何に使ったかが残らないので、まず基金にし、その収支を明確にしようということが大きな目的です。

3億から8億と増額いたしましたのは、例えば残るものについて、この基金を使って

いこうという、これは無電柱化とか歩道の遮熱をするとか、ハード面のレガシーとしても残るといところで、大きく金額がかかるものがエントリーされてきた中で、ここに区分けすることにいたしました。32年ですから、あと2年後ですけれども、31年度終わりぐらいまでに見込めるところについて考えますと、今年度から、基金の増額をさせていただいたといところす。

使い道は機運醸成のいわゆるイベント等、それからレガシーということで臨海部等を中心に無電柱化等で、後に残るものについて使わせていただいているといことが実情です。

○委員 ありがとうございます。その様に理由がわかるような形で区民の方にも伝えていられっやると思いますので、そういうところが分かれるとよかったなと思っております。ご説明いただきまして、ありがとうございます。

○委員長 私のほうは、具体的な質問はありませんが、やはり最後は人ですね。職員だと思います。今の指定管理者の話は、部長のお答えぶりを見ると痛い思いをしたからかもしれないけれども、相当きちっとお考えになってやっっていられっやるなという感じはしました。

最終的には、頭数なのか何なのかは別にして、職員の人たちの仕事の仕方とか、もの考え方とか、やっぱり考え方なんでしょうかね。トヨタが売上高29兆円で、純利益2兆数千億ですね。今回の日本の国の税収が58兆円とかです。過去3番目でしょうけれども、トヨタはそれの半分の売上高を、たった1民間企業が売り上げていて、しかも、税金まで払った後で2兆数千億の利益が出る。これは何だといったら、やはり人づくりなのですね。

社長以下、全ての社員が一人一人しっかりとしたもの考え方を持って仕事をしているといことです。ただ、やはりトヨタは徹底的なマニュアル文化なのです。標準化を徹底的にするのです。ただ、標準化しても、それに胡坐をかかずに、絶えずその標準を見直すところがトヨタの改善といことになるのです。だから、やはり標準化をして、マニュアル化をしていって、できればコンピューターの中に乗っけていくといことは絶対やるべきだと思ます。そうしないと効率化はできません。

だけれども、今日、委員からもあったように、一方で台帳の問題を含めて、ベーシックなところをきちんと頭の中で理解していくといことが大事です。少しだけ言うと、トヨタ自動車といのは、全自動のラインもあるのですけれども、意識的に手動のライ

ンを残しているのです。そこで若い人たち、トレーニングするのです。全部全自動にすると、ブラックボックスになって、いざトラブルが起こったときに対応できないのです。私も事業所の総務部長をやっていたからよく分かりますけれども、必ずぼろのラインを1個残しておきます。そこに新入社員を配属して、何かあったときにトラブル対応すると。だから、外部化していくというのは絶対の流れで、特にRPA、ロボティック・プロセス・オートメーション、いまやRPAで人が幾らでも集まるみたいに、猫も杓子もRPAです。どんどんロボット化しているということです。

だから、それは絶対にやるべきだと思っています。人工知能も使うべきだと。そういう意味でと、ITは目いっぱい使うべきですけども、怖いのはブラックボックス化するということで、基本となるものの考え方であるとか、基本動作をどうやって一方ですっかりと身につけさせるかということなので、結局は人づくりだと思います。だから、質の高い、効率のいい育成というのは、やはり人づくりから始まるのだと、人づくりに幾ら時間と手間暇をかけてもいいと、私は思います。

先ほどおっしゃったように、1つの大きな見識だと思います。ですから、やっぱりそういうことで進めていただければよろしいのではないかなと思います。

それでは、今日の6名の委員が申し上げたことについて、またぜひ次に生かしていただければと思います。ありがとうございました。

それでは、今日の委員会を閉じたいと思います。どうもありがとうございました。

午後 8時38分 閉会